

創業者向け保証制度のご案内

当協会におきましては、創業者(創業予定者含む)向けの保証制度を用意しております。同制度は一般の保証制度に比べ低利率・低保証料となっています。また、両制度ともに国・県の制度がありそれぞれの概要をご確認の上、ご活用ください。

創業者支援資金(国・県)の主な違い		
融資制度	国	沖縄県
融資利率	金融機関所定利率	1.95%(固定)
保証料率	0.65%・0.85%	0.6%
融資金額	1,000万円・1,500万円 ※合算限度額2,500万円	1,000万円
斡旋	不要	要(融資対象3、4は不要)
※県制度活用のポイント→低金利・低保証料率で融資を受けたい		
※国制度活用のポイント→融資金額の拡大		

創業者支援資金(沖縄県)保証制度

制度名	創業者支援資金制度	斡旋	モニタリング
創業前 (融資対象1)	事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの 商工会等の創業セミナーの受講を終了したもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要	産業振興公社、 商工会連合会、 商工会、商工会議所
	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの		
	1ヶ月以内に新たな会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの		
	2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの		
創業後 1年未満 (融資対象2)	事業開始後1年を経過していない個人又は会社	所要資金の10%以上の自己資金が必要	融資実行から3年間、半期に一度 金融機関によるモニタリング実施
	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年を経過していないもの		
創業後 1年以上 5年未満 (融資対象3)	事業開始後1年以上5年未満の個人又は会社	自己資金要件なし	
創業予定者 (融資対象4) ※H28.10月より追加	「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有するもの。	所要資金の20%以上の自己資金が必要	融資実行から3年間、半期に一度 金融機関によるモニタリング実施
担保	不要		
保証人	原則、代表者のみ		
融資利率	1.95%		
保証期間	運転・設備問わず10年以内(据置1年以内)		
融資限度額	1,000万円		
保証料率	0.6%		
保証割合 (責任共有導入後含む)	100%		

(注1)(認定)特定創業支援事業とは…市町村又は認定連携創業支援事業者(認定支援機関、金融機関等)が創業者等に行う創業に必要な知識を習得させることができる事業創業者の定義…サラリーマン、学生、主婦、失業者、年金生活者、代表権のない会社役員等が挙げられます。なお、個人事業主、代表権を持つ社員、創業5年以内の企業であっても法人成りした会社は同制度要件に該当していませんのでご了承下さい。

【問い合わせ先】

沖縄県信用保証協会 経営支援部 経営支援課

TEL 098-863-5310 FAX 098-863-5316 E-mail keieishien@okinawa-cgc.or.jp

創業者支援資金(国)保証制度

「創業等関連保証」	○創業時における自己資金要件あり	○借入限度額1,500万円
「創業関連保証」	○創業における自己資金要件なし	○借入限度額1,000万円
「再挑戦支援保証」	○廃業経験を活かし再起業する方を対象	○借入限度額1,000万円

制度名	①創業等関連保証	②創業関連保証	③再挑戦支援保証
根拠法	中小企業等経営強化法	産業競争力強化法	
自己資金要件	あり (下記(1)、(2)については借入限度額は自己資金の範囲内)	なし	なし
保証対象者	(1)事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する具体的計画を有する方 (2)事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立し、かつ、具体的計画を有する方 (3)事業を営んでいない個人で創業5年未満の方 (4)事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立5年未満の会社 (5)分社化を計画する会社 (6)設立後5年未満の分社化された会社	(1)事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する具体的計画を有する方 (2)事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立し、かつ、具体的計画を有する会社 (3)事業を営んでいない個人で創業5年未満の方 (4)事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立5年未満の会社 (5)分社化を計画する会社 (6)設立後5年未満の分社化された会社	「経営状況の悪化」により事業廃止または会社解散の日から5年を経過していない以下の方 (1)事業を営んでいない個人であって、1ヶ月以内に事業を開始する具体的な計画を有する方 (2)事業を営んでいない個人であって、2ヶ月以内に会社を設立する方 (3)事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 (4)事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
担保	不 要		
保証人	代表者のみ	原則、不要(法人は代表者を除き不要)	
融資利率	金融機関所定利率		
保証期間	運転・設備問わず10年以内(据置1年以内)		
融資限度額	1,500万円	1,000万円(②、③合算限度額)※1	
保証料率	0.85%	0.65%	
保証割合 (責任共有導入後含む)	100%		
添付書類の取扱い	「創業・再挑戦計画書」は、創業計画段階(みなし中小企業者)における保証申込には必要となります。なお、再挑戦支援保証では申込全てに必須です。「資格要件申告書」は、再挑戦支援保証で必須です。		

※1 制度②創業関連保証及び③再挑戦支援保証については、認定特定創業支援事業により市町村長の証明がある場合は(支援創業関連保証となり上記創業前計画の1~2ヶ月→6ヶ月へ拡大)、1,500万円(両制度合算)まで拡大されます。これにより①創業等関連保証との合算限度額は3,000万円となります。

(注1)認定特定創業支援事業とは…市町村又は認定連携創業支援事業者(認定支援機関、金融機関等)が創業者等に行う創業に必要な知識を習得させることができる事業

(注2)創業5年以内の企業であっても、法人成りした会社は、同制度要件に該当していませんのでご了承下さい。

創業者の定義…「事業を営んでいない個人」とは⇒給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、会社の代表権のない役員等が挙げられます。
なお、個人事業主、法人の代表権のある役員は「事業を営んでいない個人」には該当しません。